

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

**「川崎市地域防災計画 風水害対策編
(修正素案)」について**

**資料 1 令和3年度川崎市地域防災計画
(風水害対策編) の修正素案について**

**資料 2 川崎市地域防災計画 風水害対策編
(修正素案) 新旧対照表**

**資料 3 川崎市地域防災計画 風水害対策編
(修正素案)**

資料 4 パブリックコメントの募集案内

**令和3年11月24日
総務企画局**

令和3年度川崎市地域防災計画（風水害対策編）の修正素案について

令和3年11月24日 総務企画局危機管理室

1 川崎市地域防災計画について

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し事業を行うにあたっての指針であり、次の4編で構成されています。

震災対策編

風水害対策編

都市災害対策編

資料編

参考 これまでの修正

○令和2年6月 風水害対策編修正

令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえた修正等

○令和2年3月 震災対策編・風水害対策編修正

救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等

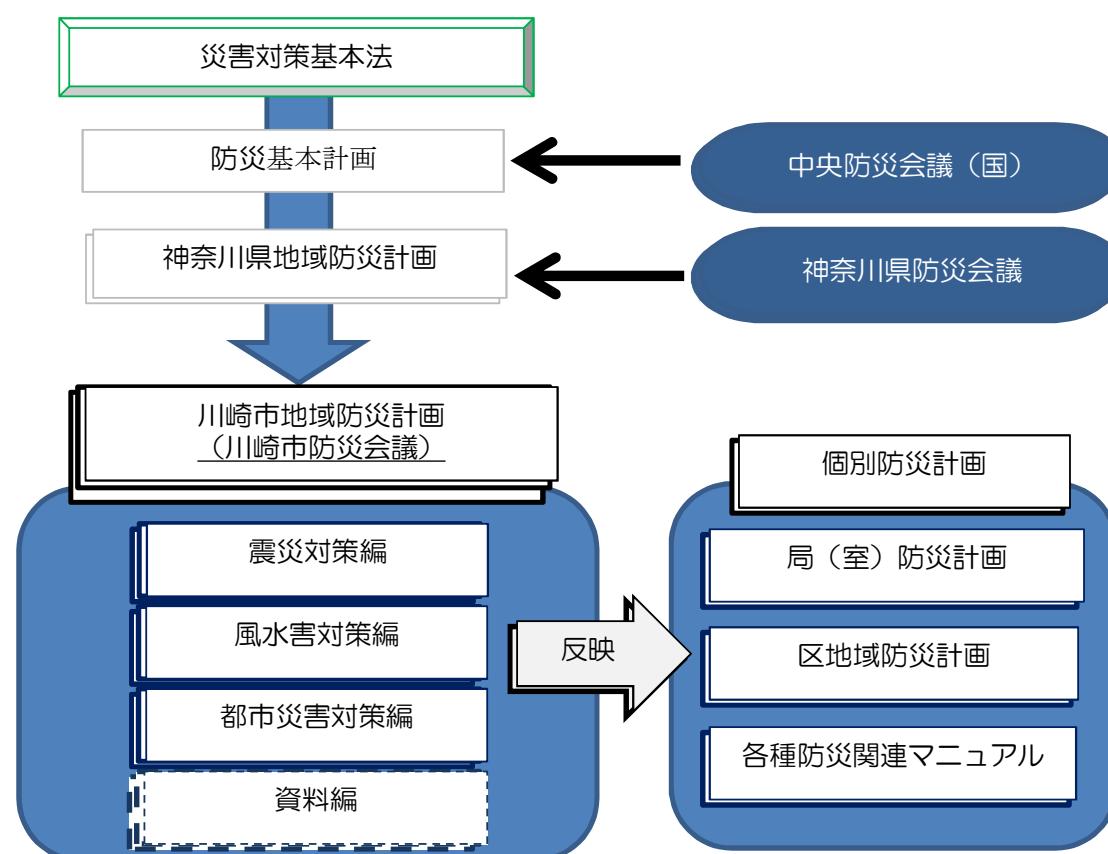
○平成31年3月 風水害対策編修正

水防法の改正や避難勧告ガイドライン（避難準備情報等の名称変更）の改定に伴う修正等



川崎市防災会議

2 地域防災計画の体系



上記以外に、関係法令や国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。また、川崎市地域防災計画の内容は、各局で作成する防災計画や各区地域防災計画等に反映されます。

3 主な修正事項

1 災害対策基本法等の改正に関する修正（令和3年5月施行）

①避難に関する情報の修正【第2部、第3部、第4部】

これまで、警戒レベル4において避難勧告と避難指示（緊急）の2種類の情報が発信されていましたが、二つの違いが十分に理解されておらず、逃げ遅れる方が多く発生したことから、従来の避難勧告の段階から避難指示を実施することで避難のタイミングを明確にするため、避難を促す情報を見直しました。

| 警戒 レベル | 行動を促す情報 | |
|-----------|---------------|------------------|
| | 修正後 | 【参考】旧区分 |
| 5 | 緊急安全確保 | 災害発生情報 |
| 4 | 避難指示 | 避難指示（緊急） 避難勧告 |
| 3 | 高齢者等避難 | 避難準備・高齢者等避難開始 |

②個別避難計画の作成【第2部 第8章】（新規）

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者（災害対策基本法に定める避難行動要支援者と同義）等について、個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされたことから、災害時要援護者等のうち、優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成することなどを追加しました。

③災害救助法の適用基準の追加【第4部 第18章 第2節】（新規）

災害救助法の適用基準について、「災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき」を追加しました。

2 避難所等における感染症対策【第2部 第9章 第2節、第4部 第2章 第6節】

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、感染症対策を踏まえた物資の備蓄や避難所等における感染拡大防止のための対応等について追加しました。

3 流域治水プロジェクトとの関係【第1部 第1章 第2節】

浸水対策や治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で取り組む流域治水プロジェクトとの連携について追加しました。

4 災害福祉調整本部の設置【第4部 第4章 第6節】（新規）

災害時における災害時要援護者等への対応や、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設の情報の集約など、福祉分野における災害対応を迅速に行うため、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置することなどを追加しました。

5 男女共同参画への視点への配慮【第1部 第1章 第8節】（新規）

防災基本計画及び内閣府のガイドライン等を踏まえ、男女共同参画センターの役割を位置付けました。

4 今後の予定

11月24日（水）総務委員会報告

11月25日（木）～12月27日（月）パブリックコメント

3月上旬 総務委員会報告

3月下旬 川崎市防災会議（計画策定）

防災基本計画修正（令和3年5月）の概要

■防災基本計画… 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

災害対策基本法の改正を踏まえた修正

○災害対策本部の見直し

- ・特定災害対策本部の設置
- ・非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
- ・災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置

○個別避難計画の作成

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

○避難勧告・避難指示の一本化等

- ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し

○広域避難に関する事項

- ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
- ・他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
- ・大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

○避難所における感染症対策

- ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等

○避難所開設・運営訓練の実施

- ・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施

○パーティション等の備蓄の促進

- ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進

○コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

- ・平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
- ・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供

○被災自治体への応援職員等の感染症対策

- ・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
- ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

○災害対応業務のデジタル化の推進

○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

○今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応

○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

○首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進

○事前防災の取組や複合災害への対応の推進

○ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援

○防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進

○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

○それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建

○女性の視点を踏まえた防災対策の推進